

大阪市規則第44号

大阪市準公営企業財務規則の一部を改正する規則

大阪市準公営企業財務規則（昭和39年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前			
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）			
<table border="1"><tr><td>企業出納員 局等</td><td>金銭出納員及び 物品出納員</td></tr></table>	企業出納員 局等	金銭出納員及び 物品出納員	<table border="1"><tr><td>企業出納員 局等</td><td>金銭出納員及び 物品出納員</td></tr></table>	企業出納員 局等	金銭出納員及び 物品出納員
企業出納員 局等	金銭出納員及び 物品出納員				
企業出納員 局等	金銭出納員及び 物品出納員				
[略]	[同左]				
建設局	<u>建設局総務部経 理課長</u>				
[略]	[同左]				
備考 表中の[]の記載は注記である。					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。